



定期的に草刈りをして 農地の管理をしましょう

農地の所有者は農地を守る義務が農地法によって定められていますので、適正な管理をお願いします。

耕作放棄された農地は、雑草が生い茂り、種の飛散や害虫が発生します。また、近年増え続けるイノシシなど有害鳥獣の隠れ場所になるなど、近隣の農地の所有者及び使用者に迷惑がかかります。

「近くの農地が荒れているので、なんとかしてほしいなあ。」「草が背丈まで生い茂り、ひどい状態になっている。」「年に数回、草刈りを行ってくれば良いのだが。」というお話もあります。

農地の所有者の方は年に数回、草刈りなどをおこない近隣の農地に迷惑がかからないよう管理をお願いします。すでに、所有者がお亡くなりになられている場合は相続の方が管理をお願いします。

管理することが難しい場合は、担い手や法人等へ農地を貸し出すことも検討してみましょう。保全管理を目的に貸し出すことも可能です。

農地は耕作や保全管理せず、放置したままにしておくと、農地としての復旧は困難となり、農地を貸したり売ったりすることも困難になります。

農地のことでご相談などありましたら農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局にお問合せください。

口約束（契約書なし）になってませんか

「口約束ですが」

農地の貸し借りの手続き

農地の貸し借りには、農地法3条による許可または農業経営基盤強化促進法による利用権の設定が必要です。

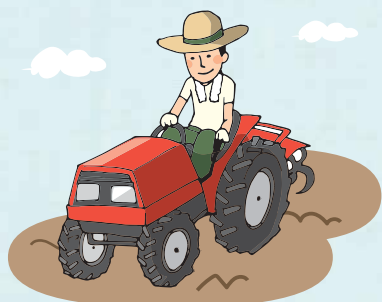
どちらも、貸す人と借りる人双方で届出する手続きです。期間や賃料の有無、賃料の支払い方法等を取り決めるのでお互い安心して貸し借りをすることができます。

口約束でのトラブル例

- ◇ 契約内容がはつきりしない
- ◇ 貸した人と借りた人の思いが食い違う
- ◇ 相続人が誰に貸していたかわからない
- ◇ 貸した人が他の人に貸していた
- ◇ 時効取得されてしまった

トラブルを未然に防ぐために、農業委員会で正規の手続きをしましょう。

法的要件や必要書類などもありますのでお気軽にご相談ください。



「農業の魅力を伝え、地域の景観を守りたい」

有限会社ツボエ農産
(伊久留町)



今回は農地所有資格法人である有限会社ツボエ農産の取締役の坪江卓爾さん(37歳)と征爾さん(33歳)にお話を伺いました。兄の卓爾さんは、ツボエ農産を経営する父隼俊さんの手伝いをする程度でトラクターにも乗ったこともなかったが、7年前に

伊久留の圃場整備の話があり、今後農地が拡大し、農業がやりやすくなるのであればと一念発起。弟の征爾さんも兄の姿をみて4年前に就農し、家族、兄弟が力を合わせて農業経営を行うことになった。主に水稻を作るほか白ネギ、ホウレン草の露地栽培もおこない自家販売や市場、スーパーなどに卸している。

会社勤めの時は、朝早くに出勤し、帰宅は遅く、地域の人と会話する機会もなかったが、農業を始めてからは地域の人と話すことも増え、交流も増えた。また、

中能登農林総合事務所、業務所の農業青年部の集まりや、農業



中能登農林総合事務所、業務所の農業青年部の集まりや、農業

を通じて多くの仲間と出会うことができ財産となっている。また、大地を耕すことで自分たちの住む地域の景観も良くなっていることを日々実感し、農業を通じて地域貢献しているという嬉しさがあると言う。

毎日忙しいが、清々しい忙しさ。自然相手なのでのびのびとしながらも忙しい。矛盾しているかも知れないが会社勤めとは異なる感覚で、農業は性に合っていると笑顔で話す。

近年、高齢者や若者など世代を問わず農業離れが進んでいるが、田舎ならではの将来性のある魅力ある仕事。農業をする人が少ないからこそ、チャンスと捉えている。若い人に農業が儲かることを教え、仕事として魅力があり、やりがいがあるということを伝えたい。そして農業人口を増やしていきたいと考えている。

これからも、耕作面積や従業員を増やすなど経営規模の拡大も検討しながら、農業の魅力を伝え、地域に耕作放棄地をつくらない取り組みをしていきたいと抱負を述べた。



頑張ってます!

《part 32》

イノシシ肉の活用 「しし丸三兄弟」

橋本 良子

中立の農業委員として、食育活動の一つとして、イノシシ肉を活用したレシピを考案し、七尾サンライフプラザの調理室で21名が参加して料理教室を開催しました。

「イノシシ肉」は見た目で脂身が目立つので敬遠しがちですが、ひき肉にすることで子供や高齢者の皆さんにも柔らかくて食べやすい食材になります。参加者の皆さんから「美味しい！」と言ってもらえてホッとすると共に「害獣」として駆除されるだけではもったいない「イノシシ」の命を活かした食育活動ができました。

おいしい肉としての利用、そして健康のための良い食材として地域の食材とうまく組み合わせた豊かな食卓への一助になれば幸いです。

私達の食事は全ての命をいただいて「おいしい」を作り上げています。感謝を忘れずに毎日食べている物に関心を持ってもらい、食材を大切にすることが日々の身体づくりになることを伝えられる食育事業に取り組んでいけたらと思います。

今回はお米ともち米を合わせて「おにぎり」のように主食にもおやつにもなるレシピです。

レシピは料理サイトのクックパッドにも「しし丸三兄弟」として掲載されていますので、皆様もぜひ一度お試しください。



【豆知識】 豚肉とイノシシ肉の比較

エネルギーやたんぱく質は同じですが脂質は少なめ。ビタミンB2、B6は倍近く、鉄分は8倍。貧血や肌荒れを気にする女性には大歓迎の食材です。



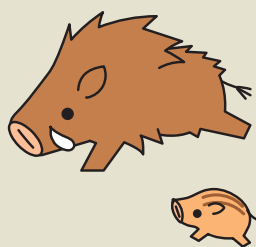
イノシシ有害捕獲数調べ (七尾市管内)

平成30年4月～平成31年3月末

月	成獣	幼獣	計	月	成獣	幼獣	計
4	11	0	11	10	181	114	295
5	9	0	9	11	124	78	202
6	52	48	100	12	102	52	154
7	31	60	91	1	40	18	58
8	42	66	108	2	43	3	46
9	49	37	86	3	41	11	52
成獣：80 cm以上 幼獣：80 cm未満				計	725	487	1,212

平成29年度は成獣288頭、幼獣203頭、計491頭でした。前年度と比べ倍以上の捕獲数となっています。

狩猟免許を取得して有害捕獲隊員になりませんか。



【お問合せ】 農林水産課鳥獣被害対策室 ☎53-8422

新農業委員の紹介



農業委員の欠員により、平成31年3月22日付で新たに長田章氏が農業委員に任命されました。

抱負

高齢化や後継者不足による離農、それに起因する農地の荒廃・獣害等を少しでも解消し元気の出る農業経営を図っていきます。

担当地区

川原町、郡町、矢田新町、桧物町、本府中町、上府中町、山王町、藤橋町、栄町、所口町、天神川原町、藤野町、後畠町、小池川原町、古城町、古屋敷町、竹町、矢田町、大和町、小栗町、清水平町

水稲作一般の農作業受託料金

単位：円/10a当たり

作業別	個人農家			生産組織等		
	県	加賀	能登	県	加賀	能登
育苗(稚苗)	9,100	7,500	10,700	8,200	7,300	9,200
耕起から代かきまで	16,500	16,600	16,300	15,900	14,800	17,000
耕起	7,700	8,000	7,400	7,300	6,900	7,700
代かき	8,300	8,400	8,200	8,700	8,000	9,400
機械田植え(苗代別)	8,000	8,800	7,100	8,300	8,800	7,400
機械刈取(コンバイン)	20,000	20,500	19,500	20,100	20,400	19,700
刈取から乾燥・調整まで	34,200	33,700	34,900	32,100	29,600	34,600

※平成31年3月 石川県農業会議資料抜粋

七尾市賃借料情報

平成30年1月から12月までに締結(公告)された賃借料水準(10a当たり)は下記のとおりとなっております。

田(水稲)の部

単位：円(数)

地域名	平均値	最高額	最低額	データ数
旧七尾市	—	—	—	—
旧田鶴浜町	5,500	10,000	4,000	15
旧中島町	5,600	6,000	2,000	223
旧能登島町	5,000	5,000	5,000	1

畑の部

単位：円(数)

地域名	平均値	最高額	最低額	データ数
旧七尾市	2,000	2,000	2,000	3
旧田鶴浜町	—	—	—	—
旧中島町	2,000	2,000	2,000	72
旧能登島町	—	—	—	—

- ※1 農振農用地(青地)及び農振農用地外(白地)を合わせたデータです。
- ※2 物納支給(水稲)としている場合は、玄米30kg当たり6,000円に換算しています。
- ※3 金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- ※4 賃借料金の発生していないものについては含まれておりません。

全国農業新聞



を購読
しましょう!

経営と暮らしに役立つ情報がいっぱい

- ◆発行日 毎週金曜日
- ◆購読料 一カ月700円 年額8,400円

編集後記

4月に新元号が発表されて一カ月、令和元年を迎え新たな時代の始まりに嬉しくもあり、身が引き締まる思いをしております。

春を迎え農作業本格化。収穫を迎える日を楽しみに健康に留意しながら大地を耕し農作業に励みましょう。

編集委員会委員長 松本

お問い合わせ、お申込みは農業委員会へ
☎ 53-8440 FAX 52-7765

農業委員会申請事務処理件数

平成30年1月~12月末

区分	件数	面積(m ²)
農地法3条(所有権及び利用権)	21	28950.91
農業経営基盤強化法(利用権)	89	290,370.91
農地法第4条(農地転用)	3	1,888.00
農地法第5条(権利移動を伴う農地転用)	53	26772.17

国が支える 安心が大きくなる

担い手積立年金

農業者年金 〔愛称〕

3つの要件を満たせばどなたでも加入できます!

- ◆加入資格
60歳未満
国民年金第1号被保険者
年間60日以上農業従事

税制面の優遇措置や終身年金で80歳までの保障付きなど様々なメリットがあります。
お気軽にご相談ください。